

令和4年5月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

## 5月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和4年3月分)・・・2
2. 助成金制度説明会のご案内について・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3. 運行管理者試験事前勉強会の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・8
4. 乗務員講習会のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
5. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内・・・・・・13
6. 香川県トラック・ドライバーコンテストの開催について・・・・・・・・・・16
7. 香川県フォークリフト運転競技大会の実施について・・・・・・・・・・19
8. 4月1日付四国運輸局人事異動(香川県関係職のみ)・・・・・・・・・・21
9. 4月1日付香川労働局人事異動(香川県関係職のみ)・・・・・・・・・・22
10. 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施について・・・・23
11. 陸災防香川県支部の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
12. 会員名簿の変更等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
13. 香川県トラック協会令和3年度事業報告書等の提供について・・・・・・39

※申請書・申込書等が必要な場合は、本書からプリントしてご利用下さい。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について  
 (令和4年3月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和4年3月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和4年3月の運賃指数の概要

1. 令和4年3月の運賃指数は、前月比2ポイント増、前年同月比2ポイント増の123であった。
2. 3月末現在の求車登録件数は162,800と前年同月比47,159増(40.8%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,062	6,400
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064	288,956	272,250	288,943

※令和3年度は3月末現在

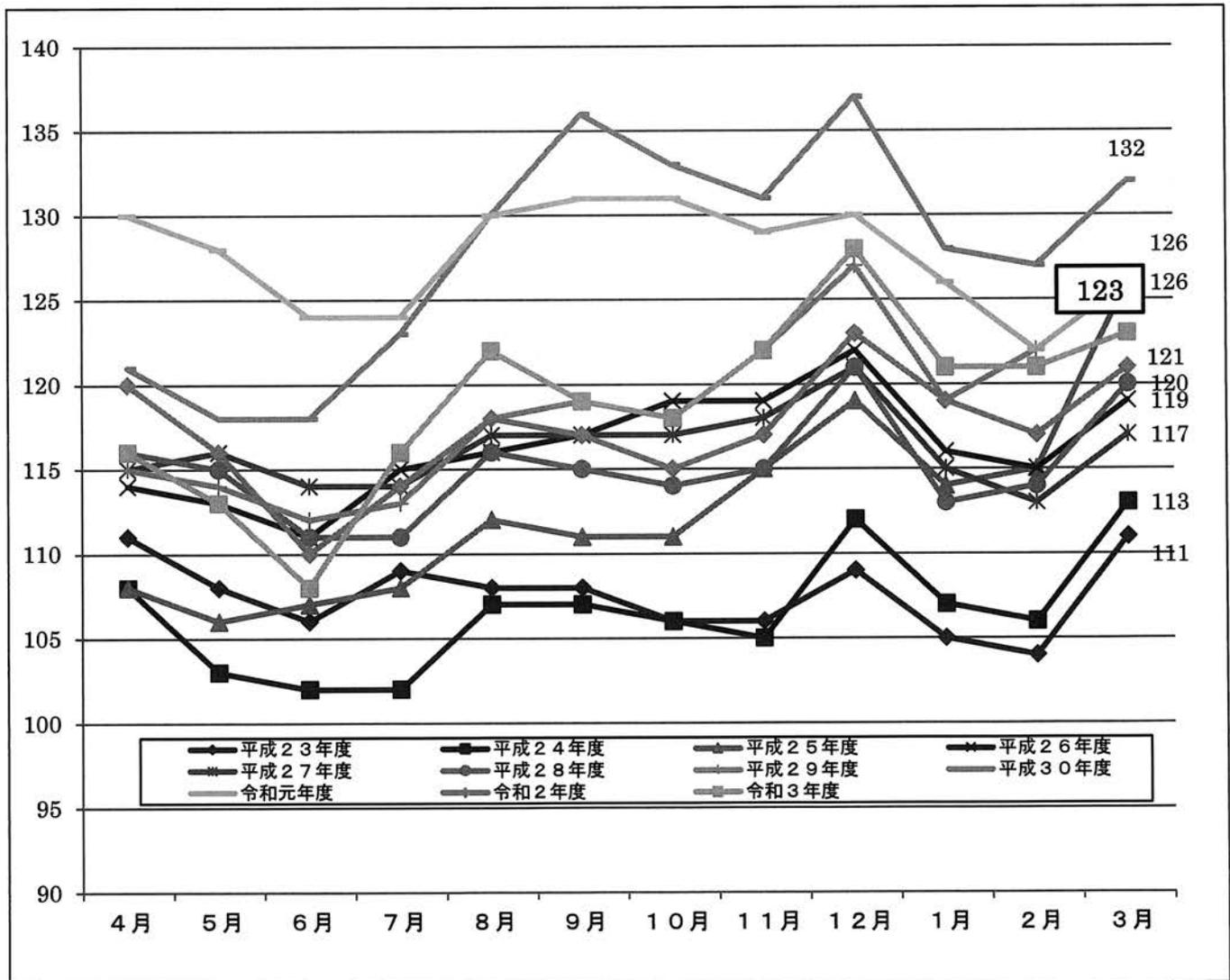
2. 荷物情報(求車)件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
登録 件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	914,565	1,351,371

荷物情報(求車)	令和4年3月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	162,800	47,159	+40.8%	43,539	+36.5%
成約件数	26,825	-837	-3.0%	3,456	+14.8%
成約率	16.5%	-7.4ポイント	—	-3.1ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

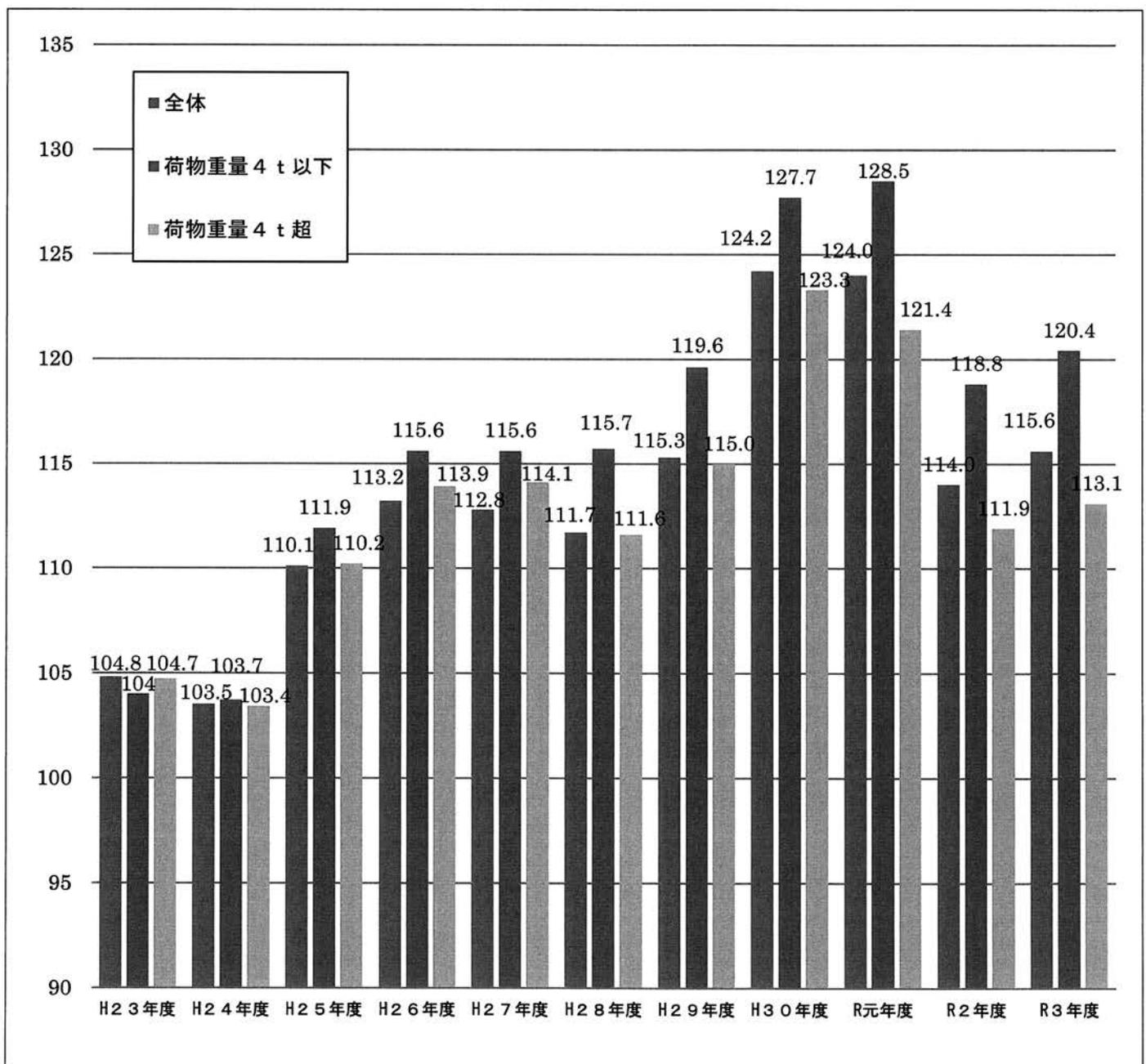
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123



#### 4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	114	115.6
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	118.8	120.4
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.9	113.1

※令和3年度は3月末現在



### ○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

### ○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

### ○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会  
経営改善事業部 金子・大橋  
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会  
キット事業部 松井  
TEL03-3357-6068

事務連絡

令和4年5月1日

会員各位

一般社団法人香川県トラック協会  
会長 楠木 寿嗣

### 令和4年度 香川県トラック協会助成金制度説明会のご案内について

拝啓 陽春の候ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記説明会を下記のとおり開催いたします。参加を希望される事業者は別紙参加申込表に必要事項を明記され、返信くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1事業者1名までの参加とさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが予めご了承ください。

敬具

#### 記

- |       |   |
|-------|---|
| 1 日 時 | 令和4年6月9日(木) 13時30分開始(30分前より受付)<br>6月10日(金) 13時30分開始(30分前より受付) |
|       | ※内容は同じですので、申込時ご注意ください。  |
| 2 場 所 | 香川県トラック総合会館 5階大会議室<br>高松市福岡町3丁目2番3号                           |
| 3 内 容 | 令和4年度における香川県トラック協会助成金制度説明 ほか                                  |
| 4 その他 | 新型コロナウイルスの感染状況により、やむを得ず開催を中止する場合があります。予めご了承ください。              |

## 参加申込表

香川県トラック総合会館にて開催される

「令和4年度助成金制度説明会」に参加します。

事業者名	
営業所名	
出席希望者名(※)	
参加希望日 (○印記入)	・6月9日(木) ・6月10日(金)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1事業者1名までの参加とさせていただきます。

※出席を希望される事業者は6月3日(金)までに、

香ト協FAX(087-821-4974)へご返信願います。

令和4年5月2日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

運行管理者試験事前勉強会の開催について (ご案内)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、6月29日(水)に下記の通り開催したく存じます。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、参加希望の会員は参加申込票を記入の上、6月15日(水)までにご返信下さいますようお願い申し上げます。当協会が事前にテキストを購入するため、必ず期日までに申込み願います。

なお、勉強会の当日にテキスト代として1名1,000円を徴収させていただきますので、ご配慮のほど重ねてお願い申し上げます。

また、この勉強会は試験受験資格の「運行管理者基礎講習」ではありませんので、ご注意のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 1 日 時   | 令和4年6月29日(水) 9:00~17:00 (8:30 受付開始)   |
| 2 場 所   | ホテルパールガーデン 新館6階 インペリアル<br>高松市福岡町2-2-1 |
| 3 内 容   | 運管試験に向けての対応等                          |
| 4 講 師   | (株)城西自動車学校 ご担当者                       |
| 5 そ の 他 | 受講者が70名を超えると受講をお断りしますのでご容赦下さい。        |

---

---

## 参 加 申 込 票

会 社 名

---

受講者名

.....

※ 香ト協 FAX 087-821-4974までご返信下さい。

令和4年5月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和4年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員一般講習
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 営業所所属運転者  
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会  
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和4年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第240回	6月11日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第241回	6月11日(土) 13:30 ~ 16:30	
	第242回	8月20日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 ユープラザうたづ 住所 綾歌郡宇多津町浜 6番丁88

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第240回(AM) ・ 第241回(PM) ・ 第242回(AM)			小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第240回(AM) ・ 第241回(PM) ・ 第242回(AM)			小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第240回(AM) ・ 第241回(PM) ・ 第242回(AM)			小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

令和4年5月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和4年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 営業所所属運転者  
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会  
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和4年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第97回	令和4年 5月14日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第98回	5月14日(土) 13:30 ~ 16:30	

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型 中型
	参加希望講習 (○印記入)	第97回(AM) ・ 第98回(PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型 中型
	参加希望講習 (○印記入)	第97回(AM) ・ 第98回(PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型 中型
	参加希望講習 (○印記入)	第97回(AM) ・ 第98回(PM)		小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください

令和4年5月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

### 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・14回）、事故惹起運転者講習会（7回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

#### ※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

#### ※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 <del>令和4年4月14日(木)</del>	第8回 令和4年9月29日(木)
第2回 5月19日(木)	第9回 10月20日(木)
第3回 6月2日(木)	第10回 11月17日(木)
第4回 6月23日(木)	第11回 12月8日(木)
第5回 7月14日(木)	第12回 令和5年1月19日(木)
第6回 8月4日(木)	第13回 2月9日(木)
第7回 8月25日(木)	第14回 3月30日(木)

<事故惹起運転者講習会>

第1回 <del>令和4年4月21日(木)</del>	第5回 令和4年11月10日(木)
第2回 5月26日(木)	第6回 令和5年1月26日(木)
第3回 7月7日(木)	第7回 3月9日(木)
第4回 9月15日(木)	

2. 開催時間 9：30 ～ 17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。  
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。  
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。  
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

## 初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

### ○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日	
終了	令和4年	4月14日(木)		令和4年	9月29日(木)
		5月19日(木)			10月20日(木)
		6月 2日(木)			11月17日(木)
		6月23日(木)			12月 8日(木)
		7月14日(木)		令和5年	1月19日(木)
		8月 4日(木)			2月 9日(木)
		8月25日(木)			3月30日(木)

### ○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日	
終了	令和4年	4月21日(木)		令和4年	11月10日(木)
		5月26日(木)		令和5年	1月26日(木)
		7月 7日(木)			3月 9日(木)
		9月15日(木)			

※開講時間は、9:30～17:00(各回共通) ※ご希望の講習日にチェック(✓)をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

### ○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

### ○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

令和4年5月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和4年度香川県トラックドライバー・コンテストの開催について  
(出場選手募集)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、トラックドライバーの関係法令や車両構造の専門的な知識、運転技能を競い合う標記コンテストを次のとおり開催することといたしました。

つきましては、参加をご希望される事業者は競技内容及び参加資格をご確認の上、お申し込みください。

敬具

記

1. 実施日 令和4年6月19日(日)8:30 開会(受付8:00から)  
※雨天決行。なお、台風等実施が困難と予測される場合は、  
6月26日(日)に延期いたします。
2. 会 場 高松自動車学校(高松市上天神町646番地)
3. 競技内容 学科(交通法規・構造・運転常識)  
実科(日常点検・運転技能)  
※実科競技のうち日常点検は、競技当日に示す指定点検項目について点検動作の審査を行います。

4. 参加資格 次の内容を必ずご確認ください。
- ①会員事業所の在籍従業員であって、推薦時において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故無違反であること。
  - ②全国大会で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞の受賞者及び各部門を通じて全国大会に2回出場していないこと。  
(但し、平成12年度以前にトレーラ又は女性部門に出場した回数はこれに含めない。)
5. 注意事項 無資格の方、参加申込日から大会当日までの間に事故を起こされた方及び違反を犯された方の入賞については取り消しとなります。
6. 申込方法 令和4年5月16日(月)までに別紙申込書類をファックスにてお送りください。  
送信先FAX番号 087-821-4974
7. その他
- ・参加資格を審査するため、事務局にて運転経歴証明書の申請を行います。後日、運転記録証明書交付申請書を送付いたしますので、必要事項を記載し、本人の承諾を得た上でご返信ください。
  - ・なお、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、やむなく開催を中止する場合があります。予めご理解いただきますようお願い致します。
8. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会(担当 三好、吉原)  
電話番号 087-851-6381 FAX番号 087-821-4974

## 令和4年度 香川県トラックドライバー・コンテスト申込書

一般社団法人 香川県トラック協会長 殿

当社は、当社在籍である次の者を貴会主催コンテストに申し込みいたします。

(事業者名等を記載ください。)

会社名・営業所名	
(申込担当者)	
電話番号 FAX番号	(電 話) (FAX)

(出場を希望される方について記載ください。)

1	ふりがな 氏 名	
	生年月日	西暦          年          月          日 / 性別 男・女
	出場希望部門 (○印を記載ください)	・ 4トン部門    ・ 11トン部門    ・ トレーラ部門 女性部門のみ ・ 2トン部門    ・ 4トン部門    ・ 11トン部門 ・ トレーラ部門
2	ふりがな 氏 名	
	生年月日	西暦          年          月          日 / 性別 男・女
	出場希望部門 (○印を記載ください)	・ 4トン部門    ・ 11トン部門    ・ トレーラ部門 女性部門のみ ・ 2トン部門    ・ 4トン部門    ・ 11トン部門 ・ トレーラ部門

令和4年5月1日

会 員 各 位

陸運労災防止協会香川県支部  
支部長 楠 木 寿 嗣

## 第29回香川県フォークリフト運転競技大会の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業活動に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当支部は遵法精神と安全意識の高揚及びフォークリフト運転の知識と技術の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害防止活動の推進に資するため、標記大会を下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴社のフォークリフト運転業務従事者から選抜を頂き、本大会への参加方につきまして、格段のご配慮を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 令和4年5月28日（土）9：00～13：00  
(参加者多数の場合は終日)
2. 会 場 (株)タクテック 高松市香西南町277-1
3. 部 門 一般の部・女性の部
4. 種 目 学科競技・点検競技・運転競技
5. 参加資格  
①当支部会員事業場の従業員であること。  
②フォークリフト運転技能講習終了後、1年以上経過していること。
6. 参加費 無 料
7. 締 切 令和4年5月11日（水）
8. そ の 他 優勝者は、愛知県で開催される全国大会へ香川県代表として推薦いたします。また、参加者には記念品を贈呈いたします。

## 第29回フォークリフト運転競技香川県大会出場申込書

大会会長殿

住 所

会 社 名

⑩

代表者名

担 当 者

電 話

( )

表記大会の参加選手を下記のとおり申し込みます。

記

ふ り が な	
選 手 名	
年 齢	年 月 日 生 ( 才)
現 住 所	
フォークリフト 運転業務従事歴	通算 年 ヶ月

修 了 証 番 号	第 号
取 得 年 月 日	年 月 日
交 付 機 関 名	

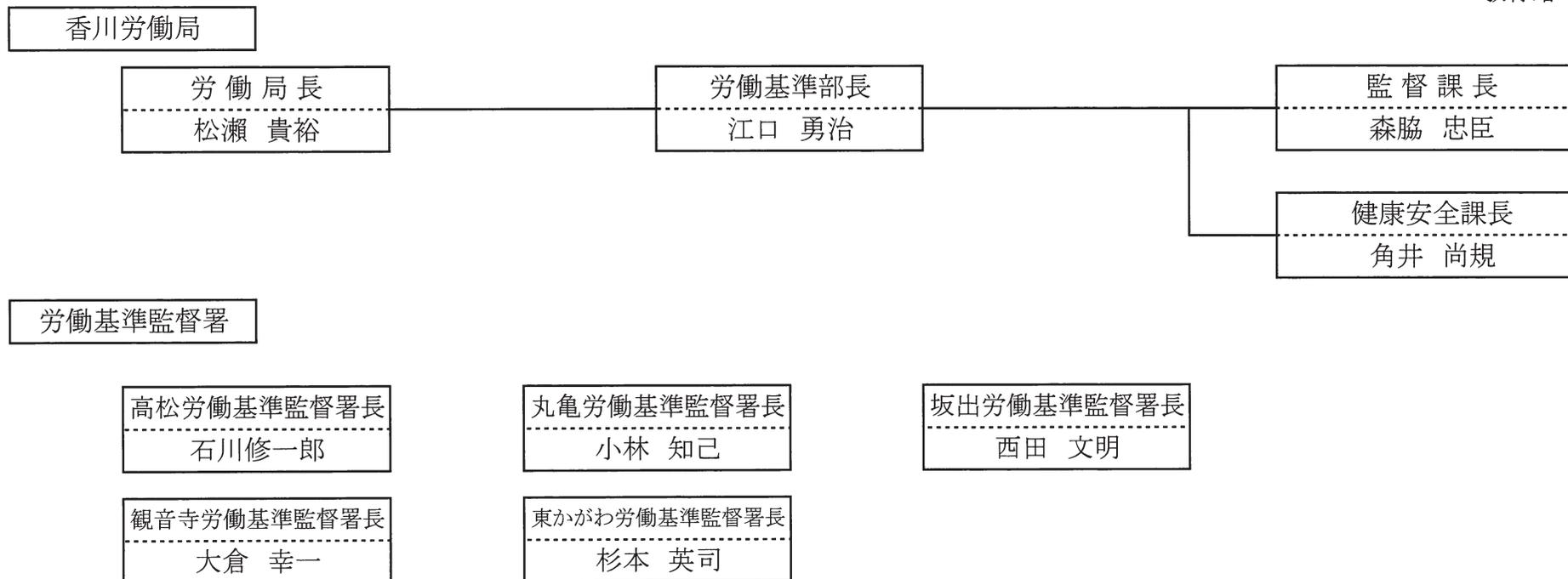
(注) 出場選手の所有するフォークリフト運転技能講習修了証の写しを必ず添付して下さい。

令和4年4月1日付け四国運輸局人事異動（香川県関係職のみ）

新	職 名	旧
井 手 克 樹	自動車交通部長	藤 井 一 磨
竹 内 宏 幸	自動車交通部貨物課長	横 田 尚 武
坂 尾 貴 之	自動車交通部首席自動車監査官	竹 内 宏 幸
遠 藤 進	自動車技術安全部保安・環境調整官	真 鍋 裕 之
水 野 実 也	香川運輸支局長	重 本 錦 二
長 谷 忠 幸	香川運輸支局首席陸運技術専門官	矢 野 琢 也

令和4年4月1日付・人事異動

<敬称略>



香川労働局・労働基準監督署

新	氏名	旧
香川労働局長	松瀬 貴裕	職業安定局 首席職業指導官室 首席職業指導官
香川労働局労働基準部長	江口 勇次	労働基準局 安全衛生部計画課 安全衛生訟務官
香川労働局労働基準部監督課長	森脇 忠臣	香川労働局 総務部総務企画官
香川労働局労働基準部健康安全課長	角井 尚規	丸亀労働基準監督署長
高松労働基準監督署長	石川修一郎	香川労働局 労働基準部監督課長
丸亀労働基準監督署長	小林 知己	香川労働局 労働基準部監督課 主任地方労働基準監察監督官
坂出労働基準監督署長	西田 文明	高松労働基準監督署副長
観音寺労働基準監督署長	大倉 幸一	香川労働局 雇用環境・均等室長補佐
東かがわ労働基準監督署長	杉本 英司	香川労働局 労働基準部監督課 地方賃金指導官(併)専門監督官



香労発基 0307 第1号  
令和4年3月7日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
香川県支部長 殿

香川労働局長



令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組むとともに、平成29年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

全国の昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月14日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者547人、うち死亡者は20人となっており、死亡者のうち1名は、香川県で発生しています。

死亡の事例には、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれ、入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が不十分でないと思われる事例、WBGT値を実測せず、その結果としてWBGT基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見られています。

つきましては、令和4年の本キャンペーンを、別添の令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。また、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載したポータルサイトの運営も引き続き行います。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等のご配慮をお願いいたします。

熱中症ポータルサイトのQRコード



## 令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和4年2月22日制定

### 1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者547人、うち死亡者は20人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業128件、製造業85件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、商業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれている。入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が不十分とみられる事例、WBGT値を実測せず、その結果としてWBGT基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見られている。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①初期症状の把握から緊急時の対応までの体制整備を図ること、②暑熱順化が不足していると考えられる者をあらかじめ把握し、きめ細やかな対応をすること、③WBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じることなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、令和4年についても、引き続き、職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を行う中で、熱中症予防対策を講ずべきことに留意が必要である。

### 2 期間

令和4年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和4年4月を準備期間とし、令和4年7月を重点取組期間とする。

### 3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

## 法人全国警備業協会

### 4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

### 5 後援（予定）

関係省庁

### 6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

### 7 主唱者の実施事項

#### (1) 厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設

（ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介

（イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

#### (2) 各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

### 8 協賛者の実施事項

(1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進

(2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

### 9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

#### (1) 準備期間中

WBGT 値の把握の準備（10 の（1）のア）

作業計画の策定等（10 の（1）のイ）

緊急時の対応の事前確認等（10の（1）のク）

（2）キャンペーン期間中

WBGT 値の把握と評価（10の（2）のア及びイ）

作業環境管理（10の（2）のウ）

作業管理（10の（2）のエ）

健康管理（10の（2）のオ）

異常時の措置（10の（2）のキ）

（3）重点取組期間中

作業環境管理（10の（3）のア）

作業管理（10の（3）のイ）

異常時の措置（10の（3）のオ）

10 各事業場における詳細な実施事項

（1）準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、新規入職者や休み明け労働者等に対する暑熱順化プログラム、WBGT 値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表 1）を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。ま

た、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

#### オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、WBGT 値の補正（別紙表 2）の必要性を考慮すること。

#### カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表 3 及び別紙表 4 に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

#### キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、(1) から (3) までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、(2) のクに掲げる業務について教育を行う。

#### ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

### (2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

#### ア WBGT 値の把握

WBGT 値の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な WBGT 値を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意

する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した WBGT 値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な WBGT 値の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

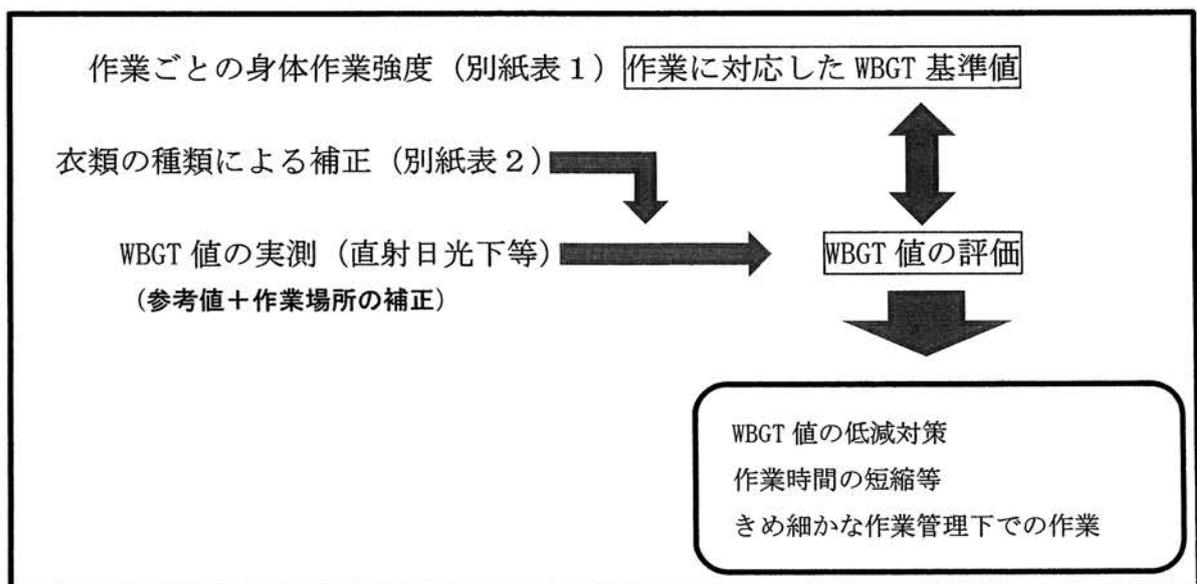
[https://www.kensaibou.or.jp/safe\\_tech/leaflet/files/heat\\_stroke\\_risk\\_assessment\\_chart.pdf](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf)

## イ WBGT 値の評価

実測した WBGT 値（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT 値の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

なお、作業中における感染症拡大防止のための不織布マスク等の飛沫飛散防止器具の着用については、現在までのところ、熱中症の発症リスクを有意に高めるとの科学的なデータは示されておらず、別紙表 2 に示すような着衣補正値の WBGT 値への加算は必要ないと考えられる。

一方、不織布マスク等の着用は、息苦しさや不快感のもととなるほか、円滑な作業や労働災害防止上必要なコミュニケーションに支障をきたすことも考えられるため、作業の種類、作業負荷、気象条件等に応じて飛沫飛散防止器具を選択するとともに、着用が必要と考えられる場面、周囲に人がいない等不織布マスク等を外してもよい場面を明確にし、関係者に周知しておくことが望ましい。



## 図 WBGT 値の評価と評価結果に基づく措置

### ウ 作業環境管理

#### (ア) WBGT 値の低減等

(1) のウで検討した WBGT 値の低減対策を行う。屋内作業においては、冷房時の換気に注意する必要がある。機械換気設備が設置されていない事務室等においては、冷房時に外気導入がないため、換気扇や窓開放によって換気を確保しながら、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整するなどにより、室の温度を適正に保つようにする。

#### (イ) 休憩場所の整備等

(1) のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げる、休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保つよう配慮する。また、共有設備は定期的に清掃、消毒するなど清潔に保つよう心がける。

### エ 作業管理

#### (ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

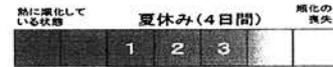
測定した WBGT 値が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場においても不織布マスク等の着用をはじめとする感染拡大防止策が実施されているところである。屋外の暑熱環境下においては、人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）を確保し、不織布マスク等を着用せず作業ができるよう、作業計画や作業方法を工夫すること。

#### (イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないように、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する。



暑熱順化ができていない場合には、特に(2)のエの(ア)に留意の上、作業を行う。

#### (ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

#### (エ) 服装等

(1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

#### (オ) プレクーリング

WBGT 値が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

### オ 健康管理

#### (ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

#### (イ) 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

(1) のカの教育研修については、期間中、なるべく早期に機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

(ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し WBGT 値に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。

(イ) ウの (ア) の WBGT 値の低減対策の実施状況を確認すること。

(ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行うこと。

(エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。

(オ) 作業場所の WBGT 値の把握と結果の評価を行うこと。

評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。

(カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

(キ) 退勤後に体調が悪化するについて注意喚起すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) のウの (ア) の WBGT 値の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な WBGT 値の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、WBGT 値に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ（釘）打ち、盛土]；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3 (参考) 休憩時間の目安※：暑熱順化した作業員において、WBGT 基準値～1℃程度超過しているときには1時間あたり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値 (TLV) を元に算出。

表 2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の概要</li> <li>・ 職場における熱中症の特徴</li> <li>・ 体温の調節</li> <li>・ 体液の調節</li> <li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>	30分
(2)	熱中症の予防方法*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WBGT 値（意味、WBGT 基準値に基づく評価）</li> <li>・ 作業環境管理（WBGT 値の低減、休憩場所の整備等）</li> <li>・ 作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等）</li> <li>・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等）</li> <li>・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法）</li> <li>・ 熱中症予防対策事例</li> </ul>	150分
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡網の作成及び周知</li> <li>・ 緊急時の救急措置</li> </ul>	15分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の災害事例</li> </ul>	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の概要</li> <li>・ 職場における熱中症の特徴</li> <li>・ 体温の調節</li> <li>・ 体液の調節</li> <li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WBGT 値の意味</li> <li>・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）</li> </ul>
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の救急措置</li> </ul>
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の災害事例</li> </ul>

広報誌のご案内

# お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

**登録料・購読料は無料**です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

## お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 0 3 - 3 4 5 3 - 7 5 6 1

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/  
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。  
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ  
をご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管  
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部  
TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 6 2 5 1



## 会員名簿の変更等について

4年5月1日

当協会発行の会員名簿(令和3年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会社名他	変更内容
4	四国西濃運輸(株) 高松支店	【 変 更 】 代 表 者: 四 方 清
12	香川トクヤマ(株)	【 変 更 】 代 表 者: 葛 原 定 幸
28	四国ロジスティクス(株)	【 変 更 】 所在地 〒762-0024 香川県坂出市府中町52-1
28	西讃物流(株)	【 入 会 】 代 表 者: 久 保 木 克 典 所在地 〒762-0012 香川県坂出市林田町2408-1 TEL(0877)47-4973 FAX(0877)47-4974
38	(株)西山産業	【 退 会 】

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。

## 令和3年度事業報告書等の提供

- ①事業報告書
- ②正味財産増減表（総括表）
- ③貸借対照表（総括表）
- ④公益目的支出計画実施報告書（抜粋）
- ⑤監査報告書

一般社団法人香川県トラック協会

# 令和3年度事業報告

## I. 事業概要

令和3年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残りつつも持ち直しの傾向が見られたが、年度後半の新型コロナウイルスのオミクロン株の感染拡大や、原油価格を含む原材料価格の高騰に直面し経済成長に鈍化の動きが見えた。さらには、年度末のウクライナ情勢の悪化により、さらなる原材料価格の高騰が進み経済の回復は道半ばである。

また、我が業界においては、コロナ禍での通販需要の拡大や経済活動の再開に伴い輸送量は回復基調となっていたが、燃料価格の高騰が最大のコストアップ要因となり事業の存続が危機的状況に追い込まれた。さらに、少子高齢化による人口構造の変化でドライバー不足は引き続き深刻であり、労働集約型産業のためその影響は大きく、事業の継続にも影を落としている。また、環境規制や安全規制に対応するための設備投資は、従前よりコストが増加する傾向である。

こうした状況の中、香川県トラック協会では、緊急物資備蓄や緊急時連絡設備の整備などの緊急物資輸送体制整備事業、巡回指導や「標準的な運賃」の届出促進、燃料価格高騰による業界の苦境を訴える新聞広告掲載などの適正化事業、各種乗務員講習会や交通安全啓発、安全装置等の導入促進などの交通安全対策事業、省エネ運転講習会や低公害車導入促進などの環境対策事業、健康診断受診助成や免許取得促進などの経営改善対策事業、会員への情報提供や業界外への啓発活動のためのホームページの大幅な刷新などの広報・サービス改善事業を推進してきた。また、全日本トラック協会と連携し、自動車関係諸税の簡素化・軽減化、高速道路料金の引下げ等を要望してきた。

## II. 期末の現況（令和4年3月31日）

1. 会員総数 608会員（期中 入会数16社 退会数12社）
2. 保有車両数 13,018両（前年度保有車両数 12,937両）
3. 役員数 理事30名 監事3名
4. 委員会、支部等の組織

### ①常設委員会（7委員会）

総務委員会、適正化事業委員会、交通対策委員会、環境対策委員会、経営改善委員会  
災害対策委員会、交付金地方運営委員会

### ②支部（9支部）

高松第1支部、高松第2支部、高松第3支部、高松第4支部、坂出支部、仲多度支部  
三豊支部、大川支部、小豆島支部

### ③部会（7部会）

セメント部会、ダンプ部会、重量部会、特別積合部会、引越部会、タンクトラック部会、  
女性部会

### ④協議会（1協議会）

青年協議会

### Ⅲ. 総会・理事会の開催状況

開 催 日	内 容
令和3年6月7日	<p>第48回通常総会 於：ホテルパールガーデン</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年度事業報告及び同収支決算（貸借対照表及び正味財産増減計算書）承認の件</li> <li>2. 令和3年度事業計画及び同収支予算報告の件</li> <li>3. 任期満了に伴う役員改選の件</li> </ol>
令和3年4月27日	<p>第1回理事会 於：香川県トラック総合会館</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 顧問選任の件</li> <li>2. 新入会員承認の件</li> <li>3. 第48回通常総会開催（案）承認の件</li> <li>3. 令和2年度事業報告（案）、同収支決算（案）及び公益目的支出計画実施報告書承認の件</li> <li>4. 令和3年度収支予算の一部変更の承認の件</li> <li>5. 運輸政策研究会等令和2年度事業報告（案）、同収支決算（案）及び令和3年度事業計画（案）、同収支予算（案）承認の件</li> <li>6. 任期満了に伴う役員改選承認の件</li> <li>7. 第44回近代化基金融資申込公募要領（案）承認の件</li> </ol>
令和3年6月7日	<p>第2回理事会 於：ホテルパールガーデン</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会長、副会長、及び専務理事選任の件</li> </ol>
令和3年7月28日	<p>第3回理事会 於：香川県トラック総合会館</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新入会員承認の件</li> <li>2. 理事会招集者指定の件</li> <li>3. 常設委員会委員選任の件</li> <li>4. 第44回近代化基金融資推薦承認の件</li> <li>5. 職務執行状況報告の件</li> </ol>
令和3年11月29日	<p>第4回理事会 於：ホテルパールガーデン</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新入会員承認の件</li> <li>2. 事務処理規程制定の件</li> <li>3. 第44回近代化基金融資推薦承認の件</li> <li>4. 職務執行状況報告の件</li> </ol>
令和4年3月15日	<p>第5回理事会（みなし決議）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新入会員承認の件</li> <li>2. 令和4年度事業計画（案）承認の件</li> <li>3. 令和4年度収支予算（案）承認の件</li> <li>4. 令和3年度交付金事業計画及び資金計画補正承認の件</li> </ol>

#### IV. 事業活動

##### 1. 緊急物資輸送体制整備事業

- (1) 国や県が実施する防災訓練や演習に積極的に参画し、緊急輸送要請に迅速に対応できるよう輸送体制と情報連絡体制の整備を図った。

###### 【訓練実績一覧】

以下の訓練に参加予定だったが、中止とされた。

開催日	実施名	理由
令和3年5月23日(日)	令和3年度土器川総合水防演習	新型コロナウイルス感染症拡大のため
9月5日(日)	香川県総合防災訓練	
9月29日(水)	香川県救援物資搬送訓練	
令和4年2月2日(水) ～3日(木)	災害物流専門家研修	
2月4日(金)	香川県国民保護共同図上訓練	

###### 【緊急輸送実績一覧】

対応実績なし

###### 【緊急輸送強化を目指した会議等実績一覧】1件

開催日	会議名	内容
令和3年11月12日(金)	災害に強い物流システムの構築に関する担当者連絡会 (会場：高松サポート合同庁舎)	行政機関、関係団体、物流事業者等による災害対応検討会議

###### 【その他】1件

開催日	会議名	内容
令和3年11月1日(月)	シェイクアウト (会場：香川県内)	防災意識向上を目指した県内一斉に行う避難訓練

- (2) 災害に備え、水や食料等防災用品を計画的に備蓄する。

協会保有備蓄品(令和3年度購入分まで)

品目	保存水 (500ml)	保存食		車載防災用品
		アルファ米等	缶入りパン等	
数量	1,680本	3,070食	2,640食	16セット
品目	毛布	歯ブラシ	圧縮タオル	ヘッドライト
数量	290枚	600本	800個	20個
品目	レディースセット	生理用品類	消毒液	簡易トイレ
数量	234セット	50パック	24本	3,500回分
品目	トイレット ペーパー			
数量	48個			

消費期限間近の保有備蓄品の処分実績について

実施日	処分内容	備考
令和3年12月23日(木)	(寄贈) アルファ米 500個	(寄贈先) 特定非営利活動法人 フードバンク香川
	(寄贈) 缶入りパン 360缶	

2. 貨物自動車運送適正化事業

- (1) 事業所への巡回指導に際しては、運輸支局との連携を図り厳正・公平を基本とし、重点指導項目を中心に徹底した指導に努め、各事業所の適正な運営を推進した。また、運輸支局長からの要請に基づく労働時間等告示違反に対する巡回指導をした。

① 巡回指導事業所数 100事業所

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
指導数	14	1	19	7	2	0	12	30	8	5	1	1	100

② 主な指導項目

指導項目	否の比率
点呼の実施、記録、保存	40.8%
運行指示書の作成、指示、保存	30.0%
定期点検の実施、記録、保存	29.6%
健康診断の実施、記録の保存	25.5%
特定運転者に対する特別な指導	20.8%
特定運転者に対する適性診断	20.8%

- (2) 適正化事業の効果的推進のため、適正化事業委員会及び適正化事業実施機関評議委員会を開催するとともに関係機関・団体と連携を図った。

適正化事業委員会	第1回	10月21日
	第2回	2月書面開催
適正化事業実施機関評議委員会		3月書面開催

- (3) 全国適正化指導員研修会及び各種研修会に指導員を派遣し指導員の資質向上を図った。

全国研修

会議名	開催日	参加人数
①安全性評価事業に係る事前説明会	4月7日(Web併用)	4名
②専門研修	10月6,7日	1名
③スキルアップ研修	3月29日	1名

四国ブロック研修

四国ブロック研修	7月	中止
四国ブロック課長会議	5月20日	2名
四国ブロック課長会議	8月25日	2名

- (4) 白トラ情報については、香川運輸支局等と連携し、白トラ防止を啓発するとともに、荷主等に対する啓発活動を推進した。白トラ情報はなかった。
- (5) 輸送の安全確保、輸送秩序の確立及び安全性評価事業(Gマーク)について、荷主等に対する啓発活動を推進した。また、Gマーク認定事業所の協力を得て、Gマークのラッピングを

施したトラックの走行を依頼し、業界外にも周知を図った。

- ①10月12日に、荷主団体（21団体）、荷主企業（707社）に「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全確保及び輸送秩序の確立について」の文書を発送した。
  - ②GマークをPRするため、12月12日に新聞広告（四国新聞）に掲載した。
  - ③Gマークのデザインを施したラッピングトラックを1台追加し4台走行させた。
  - ④荷主企業等へ、燃料価格高騰に苦しむ運送事業者に対する理解を得るため、3月31日に新聞広告（四国新聞）に掲載した。
- (6) 過積載防止対策強化月間（11月）に合わせ、関係機関と連携してドライバー等に過積載防止を呼びかける「過積載撲滅キャンペーン」に参加した。

①説明会

実施日	実施場所	参加者
5月12日	ホテルパールガーデン	中止

②令和3年度認定状況

新規	初回	2回目	3回目	4回目	合計
13	4	14	14	10	55事業所

※令和3年12月末現在の認定数は、266事業所（195事業者）

- (8) 運輸安全マネジメントの普及促進を図るため、事業者に対する巡回指導を通じ積極的に指導した。また、事業者が営業所に掲示できる運輸安全マネジメントのホワイトボードを希望事業所へ配布した。
- (9) 運行管理者試験の合格率向上を図るため事前勉強会を開催した。

開催日	実施場所	参加者
6月23日	ホテルパールガーデン	43名
1月27日	〃	中止

- (10) 運送事業に関する苦情通報（電話・メール）に対して、関係機関と連携し改善要請などの必要な措置を講じた。

①受付件数 27件（危険運転等22件、違法駐車等5件）

- (11) 関係法令等の改正や業界が取り組むべき課題等については、広報誌等で周知するとともに説明会を開催した。

①「標準的な運賃」届出資料を送付（4月、5月、8月）

②「標準的な運賃」活用セミナーを開催 初級編：6月16日 応用編：10月13日

③同一労働・同一賃金対応セミナーを開催（7月19日）

④健康起因事故防止セミナーを開催（11月9日）

- (12) 行政との協議会等に参画し、その取組に協力した。

①適正化事業推進連絡協議会香川県部会 8回

(4/15 5/25 6/28 8/25 10/27 11/26 12/21 1/25)

②四国ブロック適正化事業推進連絡協議会 1月31日（中止）

③街頭検査 10回

④「香川県トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」について、運輸支局に協力した。

- (13) Gマーク認定事業所が、一般利用者や荷主に対してGマーク認定事業所であることをアピールするためのステッカーを登録車両に応じて助成した。

### 3. 交通安全対策事業

- (1) 交通事故防止を広く啓発するため、香川県交通安全県民会議が主唱する交通安全出発式やNEXCO西日本等の実施する交通安全キャンペーンに参画するとともに県下一斉で交通安全街頭キャンペーンを計画した。新型コロナウイルス感染症拡大のため、キャンペーン等については1回参加、1回実施となった。

実施内容	実施日	実施場所
春の全国交通安全運動出発式	4月5日(月)	協会対象外
NEXCO西日本「春の交通安全CA」	4月10日(土)	府中湖PA
秋の全国交通安全運動出発式	9月21日(火)	県庁ピロティ 協会出席無
NEXCO西日本「秋の交通安全CA」	中止	
交通安全街頭キャンペーン	12月13日(月)	県下6ヶ所

- (2) 児童の交通事故を少しでも防止するため、県下の小学校を対象に交通安全啓発に役立つ事故防止用品を寄贈した。

寄贈日	寄贈品	寄贈先
3月中旬	こども反射傘	101校

- (3) 交通事故防止活動を効果的に啓発・推進するため、各種メディアを通じて啓発活動を実施した。

内容	適用
春・秋・年末年始の交通安全	機関紙・ラジオ等
交通事故・飲酒運転防止	機関紙・ラジオ・ポスター等

- (4) 運行の安全を確保するために必要な運転の技術や法令に基づいた運転知識に関して遵守すべき事項、また、トラックの構造上の特性における危険項目について教育する乗務員講習を開催した。新型コロナウイルス感染症拡大のため、人数を制限し開催、一般講習は3回中止、ステップアップ講習は1回中止とした。

一般講習 (4回開催)		ステップアップ講習 (3回開催)	
受講者数	58名	受講者数	42名

- (5) 乗務員の交通事故防止を目的として、安全講話や安全DVDの上映、また、地元警察署交通課長等を招いて、安全運転講習会を各支部で実施。新型コロナウイルス感染症拡大のため、8支部の講習会は中止とした。

開催支部数	参加者数
1支部	20名

- (6) 特定運転者(初任及び事故惹起運転者)に対する特別な指導を行い、運行の安全を確保するための知識や技能の習得を図り、運転行動の改善を促すため講習会を開催した。

初任運転者講習 (14回開催)		事故惹起運転者講習 (4回開催)	
受講者数	24名	受講者数	9名

- (7) 交通事故を撲滅するため管理者等に向けた「プラン2025目標達成セミナー」を開催した。

開催日	会場	名称	出席者数
11月15日(月)	ホテルパールガーデン	プラン2025目標達成セミナー	27名

- (8) 事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能と関係法令・車両構造などの運転者の資質向上を図るため、香川県トラックドライバー・コンテストを開催。

開催日	会場
7月3日(土)	香川県運転免許センター
出場者	4トン部門3名、11トン部門1名、トレーラ部門1名、女性部門0名

※全国大会は、10月23日～24日(茨城県)

- (9) 県民総ぐるみで交通事故防止を図るため実施される「歩行者ファーストかがわ2021」への参加促進を図った。

募集期間	実施期間	申請チーム数
7月1日(木)～8月31日(火)	9月1日(水)～12月31日(金)	289チーム

- (10) ドライバーの安全運転遂行に関する長所・短所といった運転性格特性等を測定し、その結果に基づく助言と指導を事故防止に活用する適性診断の受診促進を図った。

適性診断受診状況

受診者数	内 訳		
3,265名	一般診断 1,975名	初任診断 1,088名	適齢診断 202名

- (11) ドライバーの運転経歴を把握し、乗務員教育及び管理に活用するため、運転記録証明書の取得促進を図った。

証明書交付数
7,176件

- (12) 運行管理者がその職務を遂行し、乗務員に対し運行の安全に関して適切な指導を行えるよう運行管理者一般講習の受講促進を図った。

受講者数
711名

- (13) 整備管理者がその職務を遂行し、運行の安全に関して適切な指導を行えるよう整備管理者選任後講習の受講促進を図った。

受講者数
250名

- (14) 経営トップから現場の運転者まで、一丸となって安全性の向上を図り、企業全体に安全意識を浸透させる運輸安全マネジメントに取り組み、安全のレベルアップを図るため運輸安全マネジメント講習の受講促進を図った。

運輸安全マネジメント認定セミナー受講状況

セミナー種類	受講者数(内訳)
4種	12名(ガイドライン:7名、リスク管理2名、防災マネジメント3名)

- (15) 睡眠時無呼吸症候群による居眠りや重大事故を防ぐため、早期発見や適正な治療につながるスクリーニング検査の受診促進を図った。

受診者数
530名

- (16) 健康起因事故防止対策を推進するため健康管理機器(血圧計)の導入促進を図った。

導入数
1基

- (17) 交通事故防止を図るために、安全装置（後方・側方視野確認支援装置、アルコールインターロック装置等）、ドライブレコーダーの導入促進を図った。

装置名	導入数
後方視野確認支援装置	333基
側方視野確認支援装置	23基
アルコールインターロック装置	4基
I T点呼用検知器	0基
ドライブレコーダー	596基

#### 4. 環境対策事業

- (1) 地球温暖化防止対策や CO2 を始めとする温室効果ガスの削減や安全運転にもつながる省エネ運転を推進するため「省エネ運転実践講習会」を開催した。

新型コロナウイルス感染症拡大のため1回、開催を中止とした。

省エネ運転実践講習会開催状況

講習会開催	受講者数
1回（11月20日(土)）	7名（4t車使用）

- (2) 児童の交通安全意識の高揚と省エネ・環境保全意識啓蒙のため、県下の小学校を対象に内輪差実験やシーベルトコンビンサーでの衝撃体験等を実施する「交通安全・省エネトラック授業」を開催した。新型コロナウイルス感染症拡大のため、1校開催を中止とした。

開催小学校数	受講児童数
7校	1,082名

- (3) 地球温暖化対策の一環として、森林保護育成を図ることで、地球温暖化の大きな要因となる CO2 の削減に寄与することを目指し「トラックの森」の維持・保全活動を実施した。

1. 場 所 綾歌郡綾川町滝宮字藤尾 2927-1

2. 面 積 0.41ha

3. 下草刈り 2回

- (4) 地球温暖化防止対策や CO2 を始めとする温室効果ガスの軽減及び省エネルギー対策の一環として、アイドリングストップを励行するための機器の導入促進を行った。

機器の種別	導入数
蓄熱マット	3基
蓄冷式クーラー又は温水式ヒーター	18基
エアヒーター	8基
バッテリー式冷房装置	8基

- (5) 環境負荷の少ない事業運営及び環境保全活動を自主的かつ継続的に推進するため「グリーン経営」「ISO14001」認証等の取得促進を行った。

グリーン経営認証取得状況

取得数	内 訳	
10件	新規： 0件	更新： 10件

- (6) CO2を始めとする温室効果ガスの削減や燃費改善による輸送コストの抑制のため、地球環境にやさしい環境性能に優れた環境対応車の導入促進を行った。

導入車両数	内 訳		
369 両	CNG車 0 両	ハイブリッド車 6 両	ポスト新長期車 363 両

- (7) 安定的な物流経路を確保し、CO2 排出量削減のためフェリーを利用したトラック輸送の利用促進を促し、海陸交通ネットワークの維持促進を行った。

各航路の乗船数			
神戸航路	小豆島航路	直島・豊島航路	合 計
3,573 回	8,523 回	811 回	12,907 回

## 5. 広報・サービス改善事業

- (1) 機関紙「香川ニュー物流」を月1回発行、ホームページ「情報提供」を月1回更新し、関係法令の改正や交通安全啓発、協会の開催する講習会やセミナー等の情報を提供した。
- (2) ホームページトップページの「お知らせ」やバナーでの迅速な情報の提供を図った。
- (3) 新聞・テレビ等を通じて、交通事故防止等について広報啓発を行った。また、運送事業の紹介や協会の取り組みを周知するため香ト協PR誌を作成した。
  - ① 「トラガール」8月1日～31日、12月30日～3月31日 KSBテレビ放送CM
  - ② 「いつも安全・安心ガードで大切なお荷物を守っています。」1月4日 四国新聞掲載
  - ③ 「分散引越にご協力を！」1月16日 四国新聞掲載
- (4) 次世代を担う若年労働者の労働力確保及び運送業界への認識を高めてもらうため香川県就職応援本「COURSE2022」へ業界代表として掲載した。
- (5) 例年10月に実施している「トラックの日」PR行事（於：国営まんのう公園）の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった。

## 6. 経営改善事業

- (1) 助成金の活用促進を図るため、香ト協が実施する助成制度の実施要領説明会を開催した。

開催日	会 場	出席者数
6月11日(金)	ホテルパールガーデン	63名

- (2) トラック運送事業者の資質の向上を図るとともに、業界外にも業界への理解を深めてもらうため一般消費者や荷主等も対象としてセミナーを開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止とした。
- (3) 全ト協と連携し、燃料価格の動向の調査結果を会員へ情報提供した。
- (4) トラック運送業界のドライバー不足や育成、社内体制の整備等の改善の参考となる「人材確保セミナー」を開催した。

セミナー開催日	会場	講師	出席者数
10月28日(木)	ホテルパールガーデン	(株)コヤマ経営 小山 雅敬 殿	36名

- (5) 中小企業大学校が行う経営者・管理者向け講座や指定ドライバー等研修施設への派遣など経営者・運転者の資質の向上を図るための受講を支援した。

受講者数	内 訳	
4名	中小企業大学校 4名	ドライバー等安全教育訓練 0名

- (6) 経営者・管理者等の資質の向上を図るため、全ト協・香ト協が主催する各種講習会（引越講習会等）を開催するとともに、各支部・専門部会等で研修会を開催した場合は、開催費用の一部を助成する。

全ト協・香ト協等関連講習会開催状況

研修会開催数	参加者数
2回	24名

支部・専門部会等研修会開催状況

開催予定だった研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止とした。

- (7) 少子高齢化が進む中、運転者のスキルアップを図り、輸送の効率化等に向けて大型自動車免許・中型免許・準中型免許・けん引・フォークリフト等の取得促進を図った。

免許取得者数	内 訳				
133名	大型 54名	中型 12名	準中型 7名	けん引 8名	フォークリフト 52名

- (8) トラック運送事業者の健全な経営の安定に資するため、金融機関から融資を受ける際に信用保証協会に支払った保証料を支援した。

信用保証料助成数	内 訳	
11件	一般融資：8件	セーフティネット融資：3件

- (9) トラックの安全運行を確保し、運転者の健康状態に起因する事故並びに労働災害を防止するため、定期健康診断等の受診促進を図った。

定期健康診断助成数	6,011名
-----------	--------

- (10) 長期低利の融資を推進し、トラック運送事業の近代化・合理化を図り、また、地球環境にやさしい環境性能に優れた環境対応車の導入促進のため、車両購入等設備投資に係る利子補給を行った。

17件	一般融資：2件	ポスト新長期融資：15件
-----	---------	--------------

- (11) 国土交通省が運転者不足に対応するための総合的取組の一環として創設した「働きやすい職場認定制度」を普及するため取得促進を図る。

5件	本社：3件	営業所等：2件
----	-------	---------

## 7. 税制対策と陳情

- (1) 令和4年度税制改正の要望については、自動車関係諸税の簡素化・軽減や高速道路料金の引下げ等、全ト協と連携した「令和4年度トラック関係施策に関する要望書」を地元選出の国会議員6名に対して積極的に要望し陳情を行った。(11月22日, 24日)

税制改正・予算に関する要望・陳情等の主な内容は次のとおり

- ①新型コロナウイルス感染症に係る各種軽減措置
- ②自動車関係諸税の簡素化・軽減等
- ③物流総合効率化法に基づく特例措置等の延長
- ④高速道路料金等の引下げ
- ⑤高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの整備・拡充
- ⑥働き方改革実現のための諸対策に係る補助・助成の拡充
- ⑦環境対策及び省エネ対策のための補助

## ⑧交通安全対策のための補助

### 8. 福利厚生事業

#### (1) グループ保険の維持

会員従業員における不慮の事故等の保証制度としてグループ保険(傷害保険)の維持に努めた。

### 9. 基金管理運営事業

#### (1) 近代化基金融資に係る利子補給

トラック運送事業の近代化と合理化を促進するため、運輸事業振興助成交付金をもって造成した近代化基金による近代化基金融資制度において、次のとおり推薦し、利子補給を行った。

##### ○第44回地方近代化基金融資(推薦概要)

ア. 一般融資	利子補給率	年0.3%		
	推薦金額	2件	9,954千円	
イ. ポスト新長期規制等融資	利子補給率	年0.3%(内0.1%は全ト協助成)		
	推薦金額	15件	222,139千円	

### 10. 表彰等推薦事業

#### (1) 香川県トラック協会長表彰(令和3年6月7日)

A第1種 34名 運転者対象で3年以上無事故

A第2種 39名 " 5年以上 "

A第3種 35名 " 10年以上 "

B第1種 10名 運転者を除く従業員対象で10年以上勤務し成績優秀

B第2種 8名 " 20年以上 "

#### (2) 国土交通大臣表彰(令和3年12月9日)

事業功労 1名

#### (3) 四国運輸局長表彰(令和3年11月24日)

事業功労 3名

安全性優良事業所 3事業所

#### (4) 香川運輸支局長表彰(令和3年9月8日)

優良事業所 7事業所

#### (5) 全ト協表彰「優秀運転者顕章」(令和3年12月2日)

金十字章 18名 20年以上無事故無違反

銀十字章 31名 10年以上 "

#### (6) 全ト協表彰(令和4年3月3日)

感謝状 1名

#### (7) 全ト協表彰「正しい運転・明るい輸送運動」(令和4年3月3日)

事業所 1社

### 11. 業種別専門部会業務

#### (1) 業種別専門部会等(青年協議会・特別積合部会・重量部会・ダンプ部会・セメント部会引越部会・タンクトラック部会・女性部会)の支援に努めた。

# 令和3年度正味財産増減計算書(総括表)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	一般会計	交付金会計	研修施設会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益	4,865	798,491	5,771	0	809,127
受取会費	63,662,080	0	0	0	63,662,080
受取補助金等	399,946	203,788,519	0	0	204,188,465
受取負担金	5,083,844	0	0	0	5,083,844
事業収益	0	0	19,430,770	0	19,430,770
雑収益	1,677,215	222	1,797,883	0	3,475,320
他会計からの繰入額	0	1,713,464	0	△ 1,713,464	0
経常収益合計	70,827,950	206,300,696	21,234,424	△ 1,713,464	296,649,606
(2) 経常費用					
事業費	19,292,626	173,769,780	21,813,762	0	214,876,168
管理費	33,966,139	0	0	0	33,966,139
中央事業出捐金	0	45,005,000	0	0	45,005,000
特定預金支出	0	1,000,000	0	0	1,000,000
他会計への繰入額	1,713,464	0	0	△ 1,713,464	0
経常費用合計	54,972,229	219,774,780	21,813,762	△ 1,713,464	294,847,307
当期経常増減額	15,855,721	△ 13,474,084	△ 579,338	0	1,802,299
2. 経常増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益合計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
固定資産除却損	1	4	0	0	5
経常外費用合計	1	4	0	0	5
当期経常外増減額	△ 1	△ 4	0	0	△ 5
当期一般正味財産増減額	15,855,720	△ 13,474,088	△ 579,338	0	1,802,294
一般正味財産期首残高	95,337,995	1,550,298,646	△ 114,417,827	0	1,531,218,814
一般正味財産期末残高	111,193,715	1,536,824,558	△ 114,997,165	0	1,533,021,108
II 正味財産期末残高	111,193,715	1,536,824,558	△ 114,997,165	0	1,533,021,108

# 貸借対照表(総括表)

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	交付金会計	研修施設会計	内部取引消去	合 計
<b>I 資産の部</b>					
<b>1. 流動資産</b>					
現金預金	29,685,249	0	5,083,418	0	34,768,667
貯蔵品	0	0	101,077	0	101,077
未収金	1,540,000	0	0	0	1,540,000
流動資産合計	31,225,249	0	5,184,495	0	36,409,744
<b>2. 固定資産</b>					
<b>(1) 特定資産</b>					
車両購入積立資産	2,854,190	0	0	0	2,854,190
研修施設整備積立資産	40,000,000	0	0	0	40,000,000
緊急対策基金積立資産	15,970,074	0	0	0	15,970,074
近代化基金積立資産	0	645,452,867	0	0	645,452,867
災害対策基金積立資産	0	57,000,000	0	0	57,000,000
修繕引当資産	0	0	65,700,000	0	65,700,000
退職給付引当資産	4,000,000	2,052,830	0	0	6,052,830
特定資産合計	62,824,264	704,505,697	65,700,000	0	833,029,961
<b>(2) その他固定資産</b>					
土地	14,011,571	396,054,543	0	0	410,066,114
建物	0	247,804,632	0	0	247,804,632
建物附属設備	2,883,738	1,568,504	2,799,008	0	7,251,250
構築物	2,969,608	784,985	456,864	0	4,211,457
車両運搬具	1,309,275	0	0	0	1,309,275
器具・備品	94,146	1,511,283	1,721,516	0	3,326,945
電話加入権	319,000	76,440	0	0	395,440
投資有価証券	250,000	0	0	0	250,000
減価償却振替額	1,461,227	188,094,554	0	△ 189,555,781	0
その他固定資産合計	23,298,565	835,894,941	4,977,388	△ 189,555,781	674,615,113
固定資産合計	86,122,829	1,540,400,638	70,677,388	△ 189,555,781	1,507,645,074
<b>資産合計</b>	117,348,078	1,540,400,638	75,861,883	△ 189,555,781	1,544,054,818
<b>II 負債の部</b>					
<b>1. 流動負債</b>					
未払金	1,541,925	0	996,437	0	2,538,362
預り金	348,438	0	1,430	0	349,868
賞与引当金	264,000	1,523,250	305,400	0	2,092,650
流動負債合計	2,154,363	1,523,250	1,303,267	0	4,980,880
<b>2. 固定負債</b>					
退職給付引当金	4,000,000	2,052,830	0	0	6,052,830
減価償却振替額	0	0	189,555,781	△ 189,555,781	0
固定負債合計	4,000,000	2,052,830	189,555,781	△ 189,555,781	6,052,830
<b>負債合計</b>	6,154,363	3,576,080	190,859,048	△ 189,555,781	11,033,710
<b>III 正味財産の部</b>					
<b>1. 一般正味財産</b>					
一般正味財産	111,193,715	1,536,824,558	△ 114,997,165	0	1,533,021,108
一般正味財産合計	111,193,715	1,536,824,558	△ 114,997,165	0	1,533,021,108
<b>負債及び正味財産合計</b>	117,348,078	1,540,400,638	75,861,883	△ 189,555,781	1,544,054,818

令和4年6月30日

香川県知事  
浜田 恵造 殿

法人の名称 一般社団法人香川県トラック協会

代表者の氏名 楠木 寿嗣

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【 令和 3 年度 ( 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで)の概要】

1. 公益目的財産額	1,391,071,731 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額(①+②-③)	193,121,234 円
①前事業年度末日の公益目的収支差額	176,819,923 円
②当該事業年度の公益目的支出の額	222,602,007 円
③当該事業年度の実施事業収入の額	206,300,696 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	1,197,950,497 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 <sup>注</sup>	
<p>継続事業1及び継続事業2の事業の実施状況について、公益目的支出計画全体の実施に影響は及ぼさないものとする。</p>	

注: 詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	①. 計画上の完了見込み	令和109年3月31日
	②. ①より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	1,391,071,731 円				
公益目的収支差額	98,347,696 円	176,819,923 円	110,641,158 円	193,121,234 円	122,934,620 円
公益目的支出の額	243,752,451 円	244,197,908 円	243,752,451 円	222,602,007 円	243,752,451 円
実施事業収入の額	231,458,989 円	219,766,787 円	231,458,989 円	206,300,696 円	231,458,989 円
公益目的財産残額	1,292,724,035 円	1,214,251,808 円	1,280,430,573 円	1,197,950,497 円	1,268,137,111 円

※前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

# 監 査 報 告

令和4年4月12日

一般社団法人 香川県トラック協会  
会 長 楠 木 寿 嗣 殿

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況並びに公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

- (3) 公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上

監事 岩部 達雄   
監事 倉山 昌典   
監事 森本 成人 